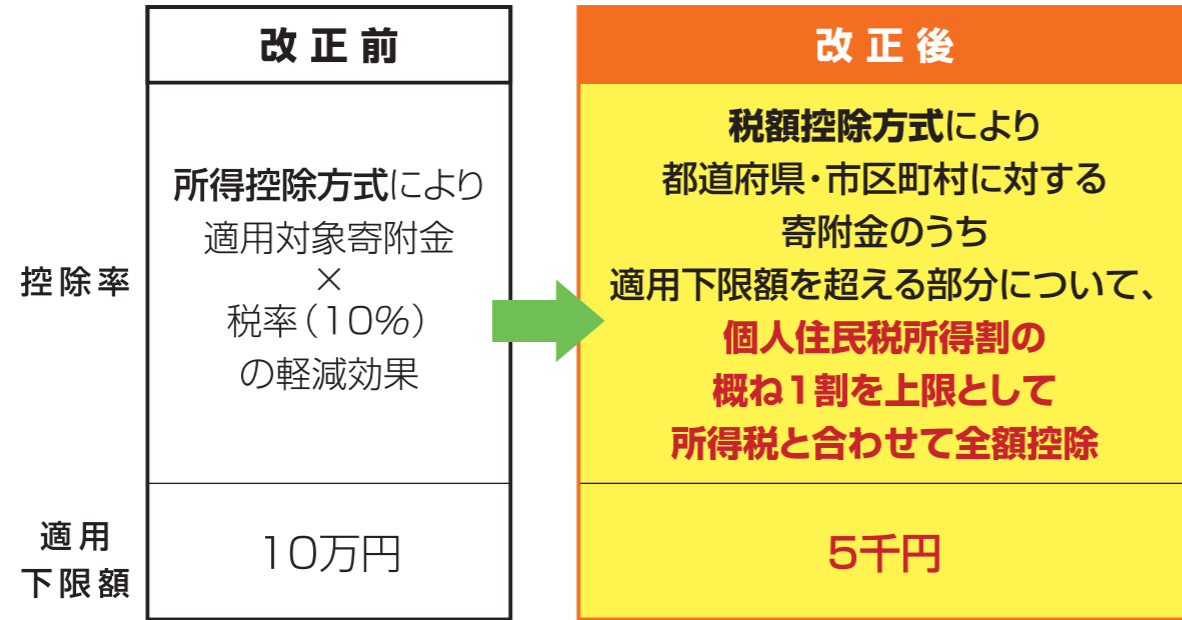


都道府県・市区町村に対する寄附金

寄附金税制が大幅に拡充されました！

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという
思いを実現する観点から、個人住民税の
都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました！

どんな控除が受けられるの？



控除対象となる寄附金^(※1)の限度額は、総所得金額等^(※2)の25%から30%に改正になりました。
 (※1) 都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計額です。
 (※2) 総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。

●平成20年1月1日以後に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます(所得税については寄附を行った年分から控除されます)。

手続き等

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには
申告が必要となります。



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意して下さい。

※個人住民税の寄附金控除を受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

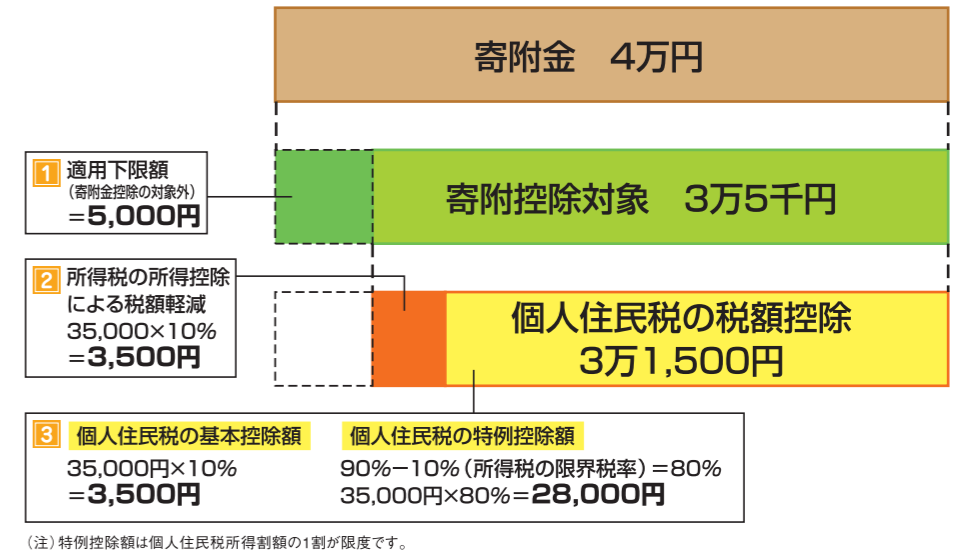
※具体的な寄附の手続きについては、寄附先の都道府県・市区町村にお問い合わせ下さい。

モデルケース

都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

●給与収入700万円で夫婦2人(うち1人特定扶養) ●所得税の限界税率10% ●個人住民税所得割額293,500円

- 寄附金4万円のうち、5,000円を引いた残り3万5,000円が控除対象となります。
- 所得税の寄附金控除(所得控除)で、3万5,000円×10%(限界税率)^(※) = 3,500円の税額が軽減されます。
- 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、残りの3万1,500円の税額が軽減されます。
- ②と③あわせて、3万5,000円の税額が軽減されることとなります。



(※) 限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率をいいます。年収により、5～40%となります。

(注) 特例控除額は個人住民税所得割額の1割が限度です。

軽減額の
具体例

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額(具体例)

●夫婦2人(うち1人特定扶養)の給与と所得者の場合

	年収500万円の方	年収700万円の方	年収1,000万円の方
1万円 寄附したとき	5,000円軽減 個人住民税分4,700円/所得税分300円	5,000円軽減 個人住民税分4,500円/所得税分500円	5,000円軽減 個人住民税分4,000円/所得税分1,000円
3万円 寄附したとき	17,400円軽減 個人住民税分16,100円/所得税分1,300円	25,000円軽減 個人住民税分22,500円/所得税分2,500円	25,000円軽減 個人住民税分20,000円/所得税分5,000円
5万円 寄附したとき	20,400円軽減 個人住民税分18,100円/所得税分2,300円	38,400円軽減 個人住民税分33,900円/所得税分4,500円	45,000円軽減 個人住民税分36,000円/所得税分9,000円
10万円 寄附したとき	27,900円軽減 個人住民税分23,100円/所得税分4,800円	48,400円軽減 個人住民税分38,900円/所得税分9,500円	82,500円軽減 個人住民税分63,500円/所得税分19,000円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

Q & A

- Q1 どういった都道府県・市区町村が寄附先の対象となるのですか? 出身地や過去の居住地などに限られるのですか?
 A1 全都道府県、全市区町村が対象となり、自由を選ぶことが出来ます。出身地や過去の居住地などに限定されていません。
- Q2 複数の都道府県・市区町村に寄附することは出来るのですか?
 A2 可能です。寄附先の団体数に制限はありません。
- Q3 私は、平成20年8月にふるさとのA市に寄附を行い、平成20年10月にB市からC市に引越したのですが、この場合、税の軽減を受けるためにはどこに申告を行えば良いのですか?
 A3 所得税の確定申告は、C市を管轄する税務署に確定申告を行うこととなります。個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする方が個人住民税の申告を行う場合、平成21年1月1日現在の住所地であるC市に行くこととなります。

